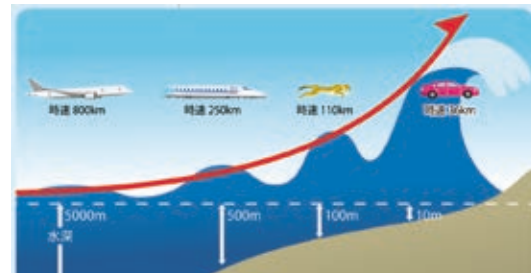


11月5日は「津波防災の日」

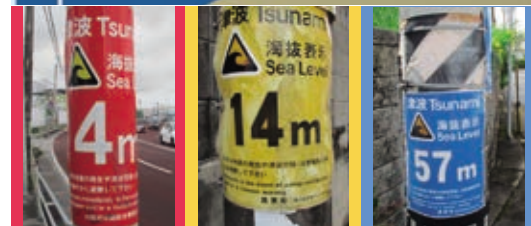
津波による警報の種類と取るべき行動

	取るべき行動
大津波警報	ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難
津波警報	ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難
津波注意報	海の中にいる人は、ただちに海から上がり海岸から離れる

「より高いところ」を目指して逃げよう！



津波はとても速いので、津波を見てから逃げたのでは間に合いません。津波は水深が深いところではジェット機ぐらいの速さで襲ってきます。「車で逃げれば大丈夫」と思っていませんか？車を利用した場合、渋滞などにより円滑に避難できない恐れがあります。原則、徒歩で移動しましょう。



西原町では、町内約150か所の電信柱等に海拔表示を設置しています。色は3種類で、海面から5m以下は赤色、6～19mでは黄色、20m以上では青色としています。自宅近くの標識やよく通る場所などで見かけることがあると思いますので、事前に避難計画を立てる際や実際の避難に役立ててほしいと思います。

目指すところは、避難所ではなく避難場所！

沿岸部や川沿いにお住いの方は、「西原町避難誘導マップ」で「避難場所」を確認しておきましょう。

避難所はその後の避難生活を送るための場所なので、切迫した災害の危険から逃れるための避難場所とは違います。

災害が起こった際にはまず、取るべき行動を確認し、避難所ではなく避難場所を目指し、災害の危険から逃れましょう。



避難場所と避難所の違い

避難場所	避難所
切迫した災害の危険から逃れるための場所	避難生活を送るための場所

西原町では、指定緊急避難場所として町内の公園を21か所、指定避難所として西原町役場、西原中央公民館、西原運動公園、西原町民体育館、町内小中学校6校の計10か所指定しています。洪水、土砂災害、地震、津波と災害の種類により、避難場所が異なります。西原町の避難誘導マップに「○」「×」で表記されているため、場所と併せてご確認ください。

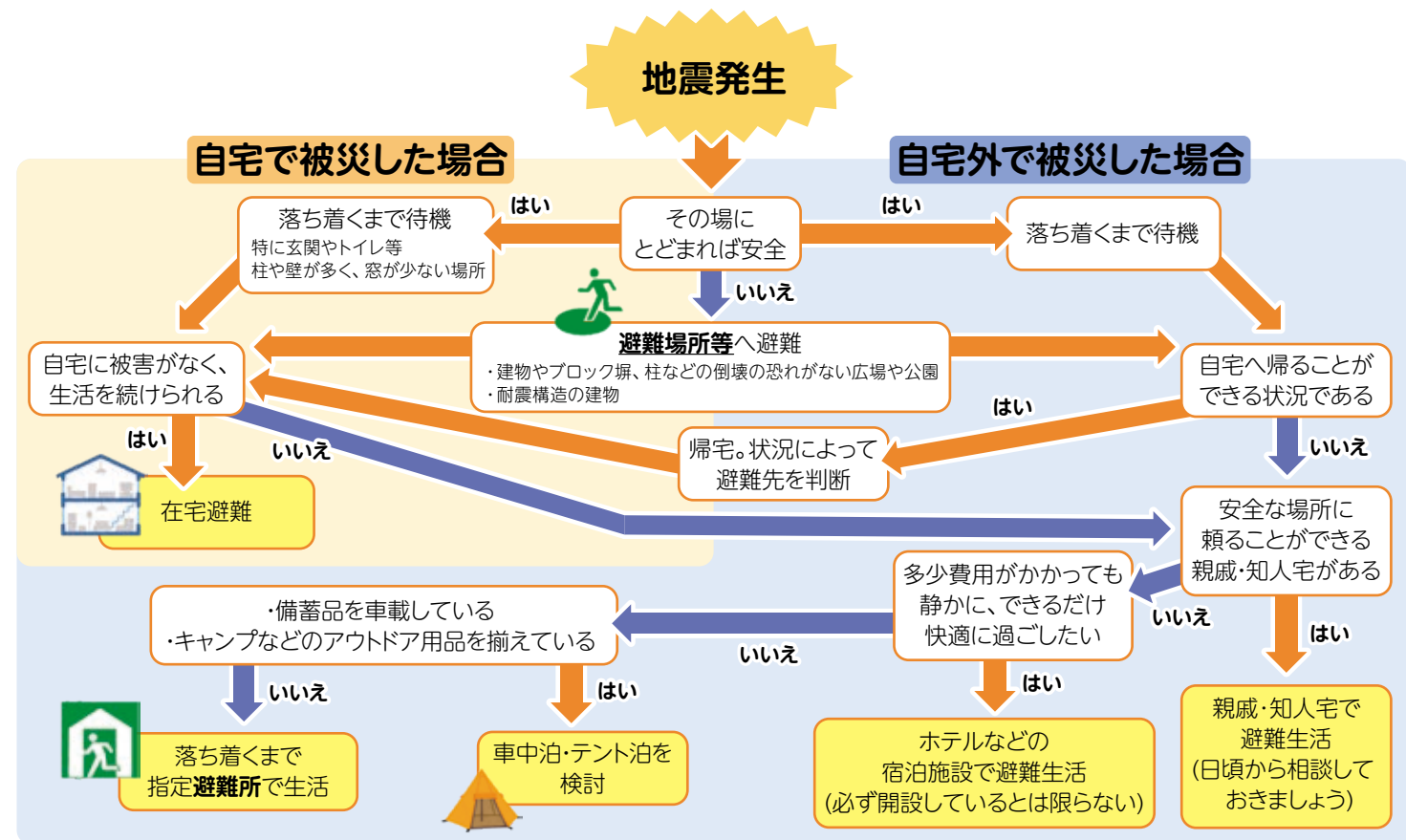
避難所が開設された際は、西原町より開設した旨のお知らせがあります。町が指定している避難所以外にも自宅や親戚・知人宅、車中泊やテント泊なども避難先の選択肢としてあげられます。それぞれのメリットデメリット、向き・不向きも考えながら、どのような避難経路でどこへ避難するのか家族でしっかりと話し合っておくことが大切です。

（西原町避難誘導マップ）

気象庁「津波防災」のパンフレットを加工して作成



避難行動判断フローチャート



「避難」とは「難」を「避」けることです。安全な場所にいる人は、避難場所に行く必要はありません。

避難先は町が指定している場所だけではなくありません。安全な親戚・知人宅やホテル等の宿泊施設に避難することも頭に入れながら、どこに避難するか決めておきましょう。

お問い合わせ：環境安全課 生活安全係 TEL:098-945-5018

マイナンバーカード夜間・休日窓口のご案内

マイナンバーカードの交付や電子証明書の更新を行う時間外窓口を右記のとおり開設します。平日日中に来庁が困難な方はご利用ください。予約制となっていますので、ご希望の方は、町民課までお問い合わせください。

開設日時	11月 6日(木)	午後5時30分～午後7時30分
	11月 18日(火)	午後5時30分～午後7時30分
	11月 30日(日)	午前9時～正午

マイナンバーカードの有効期限及び更新手続について

マイナンバーカードには、「カード本体の有効期限」と「電子証明書の有効期限」があり、引き続き利用するためには、更新手続が必要です。詳しくは、有効期限日の約3か月前に送付される案内文書(有効期限通知書)または右のホームページをご確認ください。(更新手続は、有効期限日の3か月前から行うことができます。カードをお持ちであれば、更新手数料は無料です。)



デジタル庁youtube▲



デジタル庁webサイト▲

お問い合わせ：町民課 住民年金係 TEL:098-945-5012

相続 遺言 お悩みではありませんか？

～専門家が解決方法をご提案します～

相続・遺言のことなら何でもご相談下さい。

相続・遺言の初回相談は無料です！

相続・遺言に関することならこちら→ **「相続・遺言おきなわ.com」**

<http://souzokuigon-okinawa.com/>

司法書士法人 きゃん事務所

代表司法書士 喜屋 武 力

司法書士 親泊 千佳

司法書士 伊藤 徹

司法書士 波平 峻

与那原町字東浜 23番地2 営業時間 平日 9:00～17:30 (ローソン与那原東浜店となり)

TEL 882-8177 (要予約)

相続・遺言に関することならこちら→ **「相続・遺言おきなわ.com」**

← QRコードか「相続 遺言 きゃん」で検索してアクセス

学童補助スタッフ講習

期間:11月19日(水)～11月20日(木)

開催地: 浦添市内/受講料:無料

西原町在住でシルバーセンターで

就業を希望する60歳以上の方 **お問合せ下さい！**

高齢者活躍人材確保育成事業

(公社)沖縄県シルバー人材センター連合

TEL(098)871-0330

そらうみ法律事務所

SORAUMILAW OFFICE

相談料 30分 5,500円

西原ICから車で8分 サンエー縁嫁シティすぐ近く

離婚・相続・不動産・借金等、お気軽にご相談ください

沖縄弁護士会所属 弁護士 鈴木 穂人・弁護士 長尾 大輔

浦添事務所 〒901-2102 沖縄県浦添市前田1061番地グランドツール・グスク3号室

tel. 098-988-0217 fax. 098-988-0219

「浦添 弁護士」で検索